

(仮称) えんがる町民センターの管理について

1 管理運営検討の目的

(仮称) えんがる町民センター（以下「町民センター」という。）の建設に当たっては、平成17年の町村合併時に策定した「新町まちづくり計画」（計画期間 平成17年度～平成32年度）により、優れた芸術文化の鑑賞機会や、参加・交流を通じて、地域に根ざした文化活動に関心が持たれ、創作活動や発表の場、交流・鑑賞の場としての芸術・文化活動の拠点となる施設の整備が望まれていることから、『芸術・文化活動拠点施設整備事業』が新しいまちにおける重点事業及び主要施策のひとつとして位置付けられています。

また、まちづくりを進めていく上で最上位計画となる「第2次遠軽町総合計画」（平成27年度～平成36年度）においては、芸術・文化活動を継承・拡大していくための事業展開を目指すことを基本に「芸術・文化活動拠点施設の整備」が施策として掲げられています。

これらの計画を実現していく上では、単に施設を建設することを目的とするものではなく、施設を整備し、利用しやすい環境整備や積極的な事業展開を図ることより、芸術・文化活動の拠点として、中心市街地に新たなにぎわいや人と人との交流を創出し、将来に向けて町民に愛される施設づくりを行なう必要があります。

このような考えのもと、検討協議会管理部会において、施設整備後の管理運営方法を検討し、管理運営方針を策定するための基本的な事項をまとめることとします。

2 施設の具体的な機能について

町民センターは、音楽を中心とした文化活動を生かして、文化面から町の活性化を図り、経済産業活動・地域活動の拠点となるための機能を有するとともに、老朽化した遠軽町福祉センターの代替施設としての公民館機能を有する施設になります。

これらの機能について、(仮称) えんがる町民センター建設検討協議会における検討経過の中から、次のとおり具体的な機能を示すこととします。

(1) 音楽活動機能

メインホールは、遠軽高校吹奏楽局、遠軽青少年吹奏楽団及び遠軽自衛隊音楽隊等の吹奏楽関係団体による演奏会や練習の場として、音響を重視するとともに、客席にゆとりとくつろぎを確保します。

また、各種ダンス、バレエ、太鼓、演劇等のほか、町の自主文化事業、式典、関係団体による講演会等の利用にも配慮し、メインホールのほかりハーサル室や楽屋機能の充実やイベント時における各室の連携、機能的な動線を確保し、町内で行なわれている団体活動の拠点とします。

(2) 公民館活動機能

社会教育団体の学習機会、活動機会及び発表機会の場や町主催行事、関係団体等によるセミナー、研修会、パーティー等の場として、小ホール、会議室、研修室、和室などの貸館スペースの設備充実を図るとともに、新たな利用を促進するためのスペースを確保

します。

(3) にぎわい創出機能

中心市街地に新たなにぎわいを生むため、文化活動情報や観光情報の発信を行なうとともに、カフェ、ギャラリー、特産品の販売スペースなどを設置することにより、人々との交流の場を提供し、にぎわいを創出します。

(4) 防災機能

遠軽町福祉センターは、市街地における避難施設に指定されており、その代替機能を有する町民センターは、避難施設に指定することとし、飲料水や非常用食料、毛布などを保管する備蓄倉庫を設けることとします。

また、遠軽町役場本所が被災し、使用不能となった場合に備え、町民センター（小ホール）に災害対策本部を設置できるよう、太陽光発電による非常用電源等を確保します。

3 管理運営の基本的な検討事項について

町民センターの運営主体は、直営又は指定管理によることとし、上記に示す施設の機能を十分に生かすとともに、望ましい管理運営の在り方について、次のとおり検討します。

(1) 施設運営

施設運営については、利用者の利便性や経済性、安全性を確保するとともに、ランニングコストを低減することに配慮します。また、町内公共施設の状況【資料2】を把握しつつ、他自治体の類似施設において、参考となるべき内容を踏まえながら次の事項を検討します。

ア 開館日等 休館日、開館時間、受付時間等

イ 利用申請 申請方法、申請時間、情報提供、利用決定方法

ウ 申請時期 メインホール、小ホール、リハーサル室、会議室等の申請時期

エ 使用料金 考え方、利用区分（午前・午後・夜間・一日・時間貸し等）、減免等

オ その他 使用の制限、飲食、喫煙、ごみの取り扱い、防災等

(2) 運営組織

町民センターが芸術文化活動の拠点として、町民に愛される施設となるためには、町及び関係団体との連携のほか、町民との協働による運営についても検討する必要があります。また、個人や団体の活動を支援するとともに、町民が芸術に触れる機会をより多く提供するため、次の事項を検討します。

ア 登録制ボランティアや友の会などのサポーター制度の導入について

イ イベント開催に係る助成制度の構築

※ 施設全体の維持管理や貸館の予約管理、自主事業の企画などを行なうため、施設の所管課や職員の配置については、別途内部協議を行います。